

埼玉県在宅難病患者支援事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、難病患者及びその家族に対し、地域において保健所を中心に医療機関等関係機関の連携による相談体制の構築を図り、医療及び療養生活に係る相談、指導を行うとともに、療養上の適切な支援を行うことによって、不安の解消を図り、保健所や医療機関、市町村等関係機関との連携の下に地域における在宅医療の促進を図ることを目的とする。

第2 難病患者地域支援事業

難病患者地域支援事業は次により実施することとし、その実施主体は、保健所とする。事業の実施に際しての詳細については、別に定める「埼玉県における難病患者等支援に関する手引」によるものとする。

1 対象者

指定難病等医療給付受給者及び対象疾患に罹患している者とその家族

2 事業概要

(1) 在宅療養支援計画策定・評価事業（個別ケース検討会を含む）

難病患者初回支援に関する判定基準に基づく支援計画について、関係機関と協議しながら策定及び評価を行う。

(2) 訪問相談員育成事業

難病患者やその家族に対する、相談、指導、助言等を行う訪問相談員の確保と資質の向上を図るため、地域包括支援センター等の従事者や訪問看護師等の育成を行う。

(3) 医療相談事業（集団指導を含む）

①患者や家族の医療上の悩みに応え、患者の病態に即した療養生活の指導を行うため、専門医・看護師・社会福祉士等による医療相談を行う。

②患者や家族が集い、意見交換を行うことによって共通の療養生活上の問題を認識し、その改善方法について専門医等による指導を行う。

(4) 訪問相談・指導事業

日常生活上及び療養上の悩みに対する相談や在宅療養に必要な医学的指導等を行うため、専門医、対象患者の主治医、保健師、看護師、理学療法士等による、訪問相談・指導（診療も含む。）を行う。

(5) 難病対策地域協議会の設置

難病法第32条に規定する難病対策地域協議会を設置し、地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

第3 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業

難病患者等ホームヘルパー養成研修事業の実施主体は、埼玉県とする。

（ただし、事業の一部又は全部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。）その内容は、「療養生活環境整備事業（最終一部改正平成27年3月30日付け健発第0330第14号）」中第3「難病患者等ホームヘルパー養成研修事業」に基づき実施するものとする。

なお、その運営にあたっては、別に定める「埼玉県難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」によるものとする。

第4 その他

1 事業実施上の留意事項

保健所は、難病患者及びその家族の心理状態等に十分配慮し、対象者の意見を踏まえた事業の実施に努め、次の事項に留意すること。

- (1) 地域における難病対策を促進するため、各関係機関と連携を図り、その協力を得て事業の円滑な実施に努める。
 - (2) 事業の実施上知り得た事実や個人情報については、特に慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導する。
 - (3) 地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて事業の周知を図るものとする。
- 2 事業計画の策定
保健所は、様式1-1～2により、難病患者地域支援事業の実施計画を報告するものとする。
 - 3 事業計画の変更
保健所は、前項の規定により報告した実施計画のうち、所要額の増額を伴う当該計画の変更を行う際は、様式2により、難病患者地域支援事業の実施計画変更届を提出するものとする。
 - 4 事業の実施成果の報告
保健所は、様式3-1～2により、難病患者地域支援事業の実施成果を報告するものとする。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年3月16日から施行する。